

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の負担割合の引上げを
図るための2022年度政府予算に係る意見書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）が改正され、小学校の学級編制の標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校等での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が重要です。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が求められます。

また、義務教育費国庫負担制度については、2006年度から国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられましたが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、政府（国）におかれては、2022年度政府予算編成において、次の事項を実現するよう要望します。

1. 中学校・高等学校等での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 子どもたちの豊かな学びを実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2021年（令和3年）6月24日

福山市議会

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長